

## 行政訴訟控訴審「L」勝利判決報告集会開催！ 組合ビラ配布行動への介入及び掲示物撤去は不当労働行為だ！

10月21日、市民交流センター東淀川において、「行政訴訟控訴審L」東京高等裁判所勝利報告集会をJR東海労本部淵上委員長をはじめ多くの組合員の参加により開催しました。

主催者を代表して、小林委員長は「大阪府労働委員会—中央労働委員会—東京地裁—東京高裁と連続した勝利で会社の不当性を明らかにしてきた。この勝利を確認し、さらに職場からおかしいことはおかしいという闘いをつくりだしていこう」とあいさつを行いました。

JR東海労本部を代表して、淵上委員長からは「いま、会社は職場の組合活動を押さえ込もうとしてきているがこの勝利を糧に、会社の不当労働行為を社会的に訴え、職場の現実を変えるために、ひとり一人が闘いをつくり出して行こう」と連帯のあいさつを受けました。



## 組合活動への支配介入は許さない！

JR東海労台検分会の西村分会長は、裁判闘争の経過報告と、この間の闘いを支えて頂いた仲間の皆さんへの感謝。そして、会社は最高裁に上告するだろうが、今後も職場から闘いをつくり出していく決意を明らかにしました。

私たちは、石川さん、京力さんの不当解雇から17年、反動の嵐に抗して果敢に闘ってきました。これからも加藤誠二さん、美世志会の仲間と、そしてJR総連に結集する全国の仲間とともに一切の組織破壊攻撃を許さず、多くの労働者に勇気と自信を与えるために闘っていくことを全体で確認しました。

全組合員の皆さん！不当労働行為のない職場を、そして明るく働きやすい職場をつくるために組織一丸となって闘い抜いていきましょう。